

「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 蛭田昭史

第1回

知られていない 税務調査を省略する制度

はじめに

こんにちは。今回から連載を始めます蛭田昭史と申します。
事務所を開設してから15年、現在約450社の中小企業の税務顧問をしております。
この連載では、税務調査を省略する「書面添付」と疑問に思われる方も

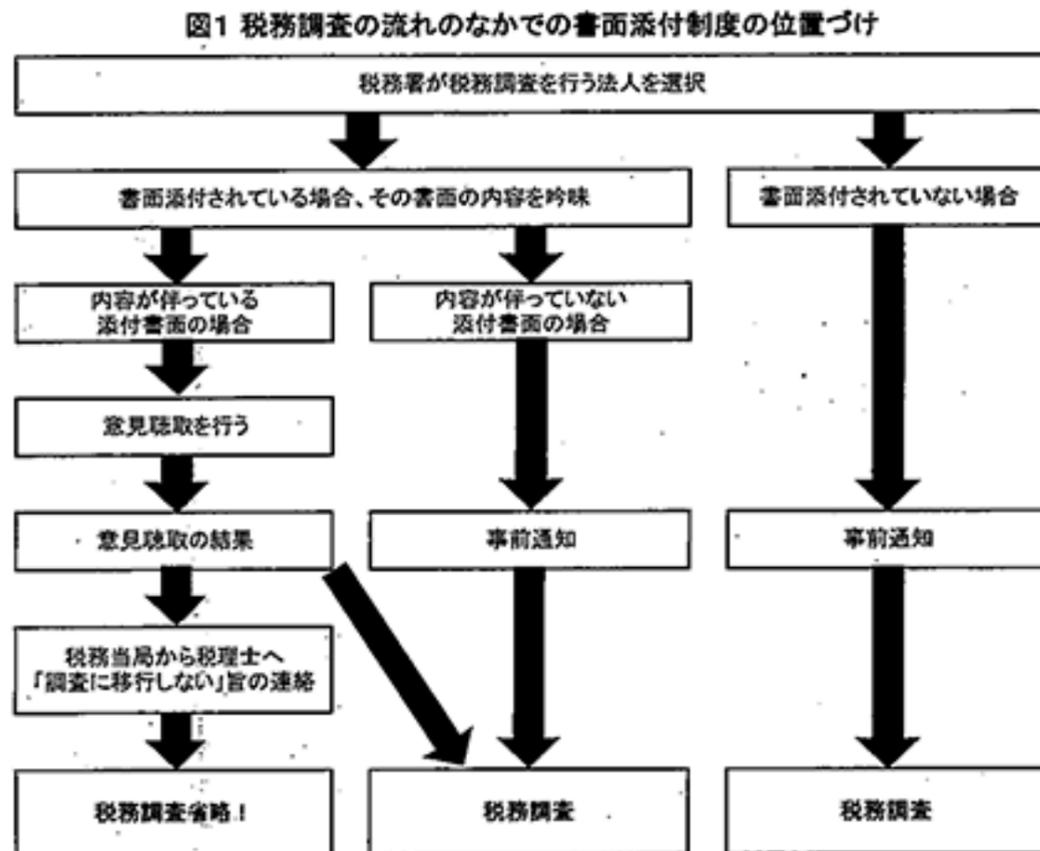


図1 税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置づけ

図2 平成26年度税務調査書面添付制度アンケート集計調査書面を添付していない理由(複数回答可)

回答件数	件	割合(%)
	1,205	100.0
時間や労力がかかり煩雑	634	52.6
添付する効果が不明	626	52.0
科目内訳及び概況書で十分	391	32.4
報酬の請求が困難	317	26.3
責任問題やリスクが心配	261	21.7
税務調査があった方がよい	140	11.6
記載方法が難しい	113	9.4
その他	80	6.6
顧問先の理解が得られない	71	5.9
顧問先の選別化につながる	61	5.1

出典：『東京税理士界』

添付「制度」という名称になっていない

多くの社長さんが、残念ながらこの書面が添付されていない申告を行っていらっしゃると思います。

この書面が添付されていない申告を行っている場合は、税務調査の対象には選ばれず、税務調査が行われず、通常は税務調査官が複数人(2名が多いです)会社に来て、帳簿、請求書、領収書、議事録などを確認し、質問などを行いながら適正に申告がなされているかの確認が2日から3日間行われます。

しかし、この書面が添付されている申告を行う場合、税務調査を省略できる書面添付制度をご存知ですか？

私は、セミナー等でお話をさせていただく際、また多くの経営者さんにお会いする際に、「税務調査を省略できる書面添付制度をご存知ですか？」と質問すると9割ほどの社長さんは「知らない！何ですかそれ？」「何ですかそれ？」「えが返ってきません。」というお答えが返ってきます。

実は、この税務調査を省略できる「書面添付制度」は2002年からスタートしています。しかし、なぜ多くの社長さんがご存知ないのでしょうか？

その理由は東京税理士会の業務対策部が2014年に行ったアンケート(図2参照)により、明らかになります。当たり前ですが、税理士はこの「書面添付制度」を知っています。

知っているのに、顧問先に伝えていないので、その理由は同じ税理士として、とても残念な内容なのですが殆どの理由が自分の都合なので、……。

この書面添付制度を行わない、さらに顧問先に制度を紹介しない理由のトップ3は以下です。

- ①「時間や労力がかかり煩雑だから」↓これは自分の都合ですね……。
- ②「添付する効果が不明だから」↓これは勉強不足ですね……。
- ③「科目内訳書及び概況書で十分だから」↓制度のメリットを理解していないのでしょうか……。

本来であれば、税理士はこの制度の説明をした上で、自社での活用をメリットとデメリットを勘案し、活用をするかしないかを選択いただくインフォームドコンセントを行うべきです。しかし、このアンケート結果を見ると、残念ながら多くの社長さんは、専門家である税理士の勝手な都合に

より、この「書面添付制度」自体を知らされていないのです。

書面添付制度を活用しない。それどころか、この制度の説明すら行わないというのは、良い薬があるのにその薬に対する知識不足・勉強不足により患者さんに知らせない医師と同じだと思います。

私はこの状況を改善すべく、セミナー等も開催しておりますし、この連載でもこの「書面添付制度」について、今後、活用方法などを記載してまいります。

どうぞ、よろしくお願い致します。

蛭田昭史税理士事務所
品川区西五反田7-22の17 T O Cビル1F, 03-3490-3277
詳しくはホームページ
http://www.hiruta-kaikei.com/